

令和元年

第9回太宰府市臨時教育委員会会議録

令和元年8月5日

太宰府市教育委員会

令和元年第9回（8月）臨時教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和元年8月5日（月）
午前10時00分開会
午前10時52分閉会 |
| 2 | 場 所 | いきいき情報センター 203会議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	樋 田 京 子
委 員	野 中 秀 典
委 員	武 藤 佳穂里
委 員	桑 野 裕 文
委 員	日下部 寛 行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	江 口 尋 信
学校教育課長	鳥 飼 太
学校教育課副課長	八 尋 純 次
社会教育課長	木 村 幸代志
指導主幹	井 上 和 信
指導主幹	古 田 信 也
教務係	安 部 智 之
教務係	瓜 生 美 咲

8月臨時教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 野 中 秀 典 委員

3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 学習指導要領改訂について（説明）

4 審 議

議案第34号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について

5 閉 会

午前10時00分 開会

○樋田教育長

皆さん、おはようございます。

今日は全員ご出席です。令和元年第9回太宰府市教育委員会8月臨時会を開催します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているところでございます。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回の会議録の署名については、会議規則第14条第2項の規定により、野中委員を指名します。よろしくお願いいたします。

[教育長報告]

○樋田教育長

それではまず、私からの報告です。7月、前回の定例教育委員会以降、幾つかの行事がありましたので紹介します。ふるさと・夢プロジェクト事業について、各中学校2名、合計8名の生徒及び保護者の皆様、それから関係者が集まり、説明会が終わったところです。

それから、7月26日には、大宰府展示館の10万人記念式典を行い、新聞でも報道をしていただきましたが、関西からお見えになった二人の方に記念品をお渡ししたところです。

それから、7月31日は、教育委員の皆様にも参加いただき、夏季の全体研修会を開き、市内の六つの実践発表を行っていただいたところです。また、その日の午後は、夏の甲子園に出場が決まりました筑陽高校野球部の表敬訪問をお受けしました。

それから、土曜日ですが、8月3日は4中学校の吹奏楽を中心とした合同音楽会を開催しました。ご出席賜りありがとうございました。とてもいい演奏会で、参加者の方からもいい評価をいただいたところです。

続きまして、本日は教科書の採択に関する審議をいただくわけですが、これに先立ち、来年から学習指導要領がどのように変わっていくのか、それに伴って教科書はどのように変わっていくという説明を少し前段に入れさせていただきます。後ほど八尋副課長が説明します。

それから、机上に教科書をおいていますが、これは本日審議いただく教科書の一部です。全体の分は壁側に置いています。あの中から一部を抜き出して、皆様に見ていただきながら各説明を聞いていただきます。これ以外にも多くの教科書があり、それについては展示会で展示していたところです。

それから、教育委員会の審議事項が全部終わりました閉会した後に、7月31日に全国学力・学習状況調査の結果が発表されましたので、それについて報告したいと思っています。よろしくお願いいたします。

教育長報告は以上です、質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

[学習指導要領改訂について（説明）]

○樋田教育長

それでは、続きまして、学習指導要領の改訂について、プレゼンテーションを使って説明します。見やすい位置にそれぞれ移動していただければと思います。

○学校教育課副課長

皆さん、おはようございます。この場で説明させていただきます。

資料は別紙で、表示するスライドをそのまま印刷したものですので、スクリーンを見ていただければと思います。

新しい学習指導要領改訂について、概要を説明します。

皆さん、この絵は最近よく見られているかと思いますが、これは文部科学省が新しい学習指導要領について周知するために配付しています、家庭向けにも配付しているリーフレットの表紙になります。鳥が4羽写っていますが、これは幼児期、小学校、中学校、高等学校と、成長する姿をあらわしていると聞いています。

いよいよ来年からは小学校、令和3年度からは中学校で、この新しい学習指導要領によって教育活動が行われます。新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、何を学ぶか、それからどのように学ぶかということを重視して授業を改善していくことが示されています。

もう一つ、カリキュラムマネジメントの確立と書いていますが、これをしっかり確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果を最大限にすることが示されています。これらによって、子どもの資質・能力の向上を目指すとしています。

今示しました育成すべき資質・能力として、三つの柱が示されています。一つは、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など。二つは、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能。三つは、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などです。

おそらく、こちらの図を目にすることが多かったのではないかと思います。このような図で示されていて、一つはどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか。二つは何を理解しているか、何ができるようになるか。三つは理解していることをできるようになったことをどう使うかということです。これら三つの資質・能力を育成することを目指しています。

国の動向は、この新しい学習指導要領実施に向け、現在、学習評価について協議が進んでいます。大きなところは今年3月に示されましたが、実際の授業をしていくときにどう評価していくかなどの細かな部分はこれから協議がなされて、今年度中には国から示されるということです。先ほど説明した育成すべき資質・能力の三つの柱に合わせた3観点の評価が今後示されていきます。

本日話し合っていた教科用図書についても準備が進んでいます。新しい学習指導要領の実施に合わせて、全国学力・学習状況調査が改善されています。それから、高大接続改革も行われています。

全国学力・学習状況調査については、本年度から基礎のA問題と活用のB問題というものが統合されて、一つのテストとなりました。また、中学校では英語のテストが本年度初

めて実施されています。高大接続改革については、大学入学共通テストの実施による入学者選抜の変更、高等学校や大学の授業の進め方が現在変わってきているところです。このようなことから、新しい学習指導要領では、育成すべき資質・能力を明確にするとともに、子どもたちが学ぶ内容を見直し、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善に取り組むよう示されています。

現在、学校では、学ぶことに興味や関心を持ち、キャリア形成と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、学習活動を振り返って次につなげる主体的な学びが実現できているか、また、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通して考えを広げ、深める対話的な学びが実現できているか、さらには、学びの過程で各教科等の特質に応じた見方、考え方を働かせながらより深く理解したり、考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう深い学びが実現できているかという三つの視点で授業改善に取り組んでいます。

教育課程に基づき、組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラムマネジメントの充実が示されていますが、その際、学校だけで取り組むのではなく、社会と連携・協働しながら行っていくことが示されています。「社会に開かれた教育課程」という言葉が頻繁に使われていますが、この実現が求められています。

この学習指導要領の実施スケジュールですが、最初に述べたように、小学校は令和2年度全面実施、そのために、本年度、教科書の採択・供給を実施します。中学校は令和3年度全面実施となるため、来年度、教科書の採択・供給を実施します。教科書採択とは直接関係はないかもしれませんが、先ほど言いました大学入学共通テストの実施は令和2年度からになります。2024年度と書いていますが、令和6年度にこの新しい学習指導要領に対応した大学入学共通テストが実施されることになる。まだ先のように感じますが、あっという間に来るのではないかと考えています。

では、新しい学習指導要領で新たに取り組むことや、これからも重視することを確認します。コンピューターがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習するプログラミング教育。「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育む外国語教育。自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育む道徳教育。これらは、今回の新しい学習指導要領で大きく変わった部分です。

また、これまでも実施され、今後も重視することとして、言語能力の育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育、消費者教育のほか、体験活動、キャリア教育、企業に関する教育、金融教育、防災・安全教育、国土に関する教育などがあります。

特に本市では、新たに取り組むことになるプログラミング教育について、文部科学省の水準を満たす環境整備を行うとともに、学習内容の質を保証するためにICT活用のための研修会を実施しています。外国語教育については、昨年度から小学校英語専科教員を配置し、専科教員は5・6年生の外国語科を中心に授業を行っています。理数教育に関係する授業として、社会教育課が業者と連携し、小学生を対象とした夏休みSTEAM教育体験講座を実施しています。この講座は昨年度からの取り組みで、大変好評です。本年度は、講座数11、定数580名に対して、残り17名の枠しか残っていないと聞きました。今日現在は確認できていませんが、それぐらい好評で、中には応募したけど定員を満たしていたという講座もあるということです。このように、本市において、新しい学習指導要領実施に

向けて準備を進めているところです。

最後に、子どもたちが学ぶ教科について説明します。幼児期の教育では、遊びや生活の中で生きる力の基礎を培います。小学校でこれまでの教科等と違うことは、昨年度から実施している特別の教科、道徳、3・4年生で実施する外国語活動、5・6年生で実施する外国語科です。中学校では、小学校と同様に今年度から実施している特別の教科、道徳です。高等学校では、ご覧のようになります。このように、幼児期、小学校、中学校、高等学校において、学習内容のつながりを大切にしながら子どもたちは学んでいきます。この部分が今回の学習指導要領の改訂の一番大きなところで、幼児期、小学校、中学校、高等学校をつなぐことがこれまでにないものだと思います。

教育委員会では、子どもたちが小学校と中学校で学ぶ際に使用する教科書を採択することになります。先ほど述べましたが、本年度は小学校、来年度は中学校の教科書を採択することになります。主体的・対話的深い学びが実現できるような教科書を使うことが大事だと考えています。

以上です。

○樋田教育長

今の学習指導要領については、質問がありましたら、このあとの教科書を審議していただく際に質問をお願いします。

[議案第34号 令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について]

○樋田教育長

それでは、審議に入ります。

議案第34号を議題とします。

教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第34号、令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について。

標記について、承認を求める。

令和元年8月5日、太宰府市教育委員会教育長樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長

本日は追加資料として資料Aとして、図書の選科の経過や法令関係の資料をお手元に配付させていただいています。

それでは、議案第34号の説明をします。

議案第34号、令和2年度使用小学校教科用図書及び中学校教科用図書（道徳を除く）の採択について、提案理由を説明します。

令和元年度は、小学校は令和2年度に使用される教科書、中学校は令和2年度に使用される特別の教科、道徳以外の教科書の採択を行うこととなります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定、これは教科書その他教材の取り扱いに関する教育委員会の職務権限を規定したものです。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定、この規定は小中学校で使用する教科用図書の採択時期を規定したもので、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとの規定があります。今回提案させていただくものです。

教科用図書の採択については各市町村教育委員会において採択を行うこととなりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会における協議会の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことから、今回、筑紫地区内各市の教育長で組織する第1地区教科用図書採択協議会において、小学校教科用図書の選定及び道徳以外の中学校教科用図書の選定が行われ、協議の結果、令和2年度から使用する教科用図書として、本日配付している選定結果のとおり選定を行っています。なお、これらの教科用図書は地区単位の採択となり、筑紫地区のそれぞれの教育委員会において今回提案をしている教科用図書の採択が承認されると、筑紫地区内の全ての小中学校が使用することとなります。

最初に、教科書選定の組織と経過について説明します。

平成31年4月22日に、筑紫地区5市の教育長5名による筑紫地区教科用図書採択協議会が発足しました。採択協議会は教科用図書選定委員会を組織し、5月17日に選定委員会に対して令和2年度使用の小学校教科用図書選定について調査・研究し、答申するよう諮問しました。選定委員会は、教科ごとに校長・教頭・教員数名で構成し、5月から7月まで答申に向けて教科用図書の調査・研究を行ってきました。なお、中学校教科用図書については新たに検定を申請した図書がなく、使用年度も1年のみであることから、第1地区教科用図書採択協議会規約附則に基づき選定委員会への諮問は行わないこととなりました。

また、福岡教育事務所では、小学校の教科ごとに調査研究部会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成し、6月28日、その結果を筑紫地区の採択協議会に具申されました。選定委員会は、教育事務所における調査・研究結果と学校からの意見書及び選定委員会独自の調査・研究内容を踏まえ、7月31日、教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っています。この答申をもとに筑紫地区教育長が協議を行った結果、今回報告の令和2年度使用小学校教科用図書選定結果及び令和2年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）選定結果を策定しています。

まず、小学校教科用図書についてですが、お手元の資料1をご覧ください。

令和2年度使用小学校教科用図書選定結果をご覧ください。表は左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称、備考欄にその教科書を選定した理由を簡潔に記載しています。

続いて、お手元の資料2をご覧ください。

最初は国語科です。検定を通過した4社の中から、まず3社を選定されました。これは、選定された3社の教科書に係る資料です。最終的に、この3社の中から資料1に載せております1社が選定されました。選定された発行者は光村図書です。教科書番号は、国語の107、108、207、208、307、308、407、408、507、607です。教科用図書名は、「こくごかざぐるま」ほかです。選定の主な理由としては、指導要領の目指す言葉による見方・考え方を働かせるのに、内容構成がすぐれているという理由です。

続きまして、国語科の書写です。検定を通過した5社の中からまず3社を選定されました。最終的に、資料1にある3社の中から1社が選定されました。選定された発行者は光村図書です。教科書番号は、書写の104、204、304、404、504、604です。教科用図書名は、「書写」です。選定の主な理由としては、課題を見つけ、見通しを持った主体的な活動ができる自己評価となっており、内容も充実しているという理由です。

次に、社会科です。まず、検定を通過した3社全てを選定されまして、最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は教育出版社です。教科書番号は、303、403、503、603です。教科用図書名は、「小学社会」です。選定の主な理由としては、福岡県の教材が多く、見開きで問いと次時内容が示され、思考の流れが大切にされているという理由です。

次に、社会科の地図です。まず、検定を通過した2社が選定されました。最終的に、この2社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は帝国書院です。教科書番号は、地図の302です。教科用図書名は、「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」です。選定の主な理由は、地図帳の使い方を冒頭で丁寧に示すとともに、記載内容の精選が図られているというものです。

次に、算数科です。検定を通過した6社の中からまず3社を選定されました。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されています。選定された発行者は啓林館です。教科書番号は、108、208、209、308、309、408、409、508、608です。教科用図書名は、「わくわく算数」です。選定の主な理由は、目当てとまとめが毎時間示され、問題解決的な学びを充実・深化させる工夫があるという理由です。

次に、理科です。検定を通過した6社の中からまず3社を選定されています。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は大日本出版です。教科書番号は、302、402、502、602です。教科用図書名は、「たのしい理科」です。選定の主な理由は、問題意識を高めていくため、九州の資料や気候を取り扱い、終末は生活につながっているという理由です。

次に、生活科です。検定を通過した8社の中からまず3社を選定されました。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は啓林館です。教科書番号は、113、114です。教科用図書名は、「わくわくせいかつ上」「いきいきせいかつ下」です。選定の主な理由は、単元の活動展開と表現方法の例示が特に充実、写真等と文字の配分配置にすぐれ、見やすいということです。

次に、音楽科です。まず、検定を通過した2社が選定されました。最終的に、この2社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は教育出版社です。教科書番号は、101、201、301、401、501、601です。教科用図書名は、「小学音楽 音楽のおくりもの」です。選定の主な理由は、楽曲が精選され、子どもの実態や教師の力量に

応じて指導できる題材が構成されているという理由です。

次に、図画工作科です。まず、検定を通過した2社が選定されました。最終的に、この2社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は開隆堂出版社です。教科書番号は、101、102、301、302、501、502です。教科用図書名は、「ずがこうさく わくわくするね」ほかです。選定の主な理由は、材料が安価で集めやすく、発想を膨らませ多様な造形活動につなげることができるという理由です。

次に、家庭科です。まず、検定を通過した2社が選定されました。最終的に、この2社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は東京書籍です。教科書番号は、2東書、家庭501です。教科用図書名は、「新しい家庭5・6」です。選定の主な理由は、生活の中の課題からスタートし、対話的活動を必要とする単元構成であるという理由です。

次に、体育科の保健です。検定を通過した5社の中からまず3社を選定されました。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は東京書籍です。教科書番号は、301、501です。教科用図書名は、「新しいほけん3・4」「新しい保健5・6」です。選定の主な理由は、問題解決学習過程に沿った学び方が身につくよう、説明、資料、挿絵、写真などが充実しているという理由です。

次に、外国語科です。検定を通過した7社からまず3社を選定されています。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されました。選定された発行者は東京書籍です。教科書番号は、501、502、601です。教科用図書名は、「NEW HORIZON Elementary」です。選定の主な理由は、コミュニケーション意欲を喚起する構成であり、指導力量による差が出にくいという理由です。

次に、道徳科です。検定を通過した8社の中からまず3社を選定されています。最終的に、この3社の中から資料1に載せている1社が選定されています。選定された発行者は日本文教出版社です。教科書番号は、106、107、206、207、306、307、406、407、506、507、606、607です。教科用図書名は、「生きる力」です。選定の主な理由は、現代的課題に対応し、発問例や分冊の活用で、多面的・多角的に道徳性を深められるという理由です。

続きまして、お手元の資料の3、令和2年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）選定結果をご覧ください。

中学校教科用図書について、ここは左から教科の種目、発行者の番号並びに略称、選定した教科書の名称を記載しています。選定の主な理由は、平成30年度検定において新たな教科書の申請がなく、学習指導要領の改訂に伴い使用期間が令和2年度の1年間であり、また、平成27年度採択時に綿密な調査・研究がなされてあること、4年間の使用実績において支障がなかったことから、現使用教科書を継続使用するという理由です。

中学校特別の教科、道徳について説明します。採択された教科用図書は通常4年間使用するものですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとするとの規定があります。また、同法施行令第14条第1項の規定には、次年度以降使用する教科用図書については前年度の8月31日までに採択を行わなければならないと規定されています。したがって、平成30年度に採択され本年度から使用している中学校の特別の教科道徳の教科書は、令和2年度まで継続して使用することになっていますが、先ほど申し上げたように、毎年度採択するという規定

ですので、引き続き中学校道徳の教科用図書を採択し継続して使用する旨、今回提案させていただくものです。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いします。

○樋田教育長

説明が終わりました。少し補足をいたしますと、4月22日にこの選定に関する協議会、それから委員会等が立ち上がりまして、今日に至るまで、かなりの頻度で会が開かれています。事務所に設置された調査研究協議会については、桑野委員にも委員としてご参画をいただいたところです。

最終的に、7月31日に選定委員会から諮問に対する答申を受けましたが、教科数が多いということもあり、教科ごとに答申をいただきました。1教科ずつかなりの時間をかけて説明、答申をいただきました。ですから、我々教育長、採択協議会もかなり議論を重ね、資料1に示している教科書の選定に至ったところです。

今日は、委員の皆様方にわかりやすい資料ということで、精選した資料をお手元にお出ししていますが、このほかにも協議の中、答申の中では様々な説明を受けています。例えば、教科ごとに、内容の範囲や程度がどうであるか、内容に関する配慮事項が各教科どのようにされているかということ、分量、分冊の問題、それから使用上の便宜、子どもたちにとって使いやすい教科書なのか、先生方も指導しやすい教科書であるか、印刷が鮮明であるか、製本がきちんとなされているか、そのほか、各教科書の特徴、長所または特記事項ということで詳しく答申をいただき、協議を行ったところです。

今、説明が終わりましたが、皆様から何か質問はありませんか。

○野中委員

7月の22日にI会議が開催されて、最後のところに、3種以上の選定を行う記入されていますよね。見ていったら、社会科、音楽、図画工作、家庭科については2種しか選定されていないのですが、何か理由があるのですか。

○学校教育課長

音楽については、もともと検定を通ったものが2社しかなかったということで、2社の選定になっています。そのほか3社未満のものと、社会科の地図が2社、もともと検定を通過したのが2社だったということです。3社未満のところは2社しかなかったという理由です。

○樋田教育長

よろしいですか。

○野中委員

はい。

○樋田教育長

桑野委員、どうぞ。

○桑野委員

最初国語は4社あったと思うのですが、それが3社に逆に狭められた理由というのは何かあるのですか。

○樋田教育長

そちらのほうの資料は今日準備していませんが、先ほど申し上げた、基本的に配慮事項の分量、使用上の便宜の中から相対的に、どの教科書も検定を通ったすばらしい教科書なのですが、その中から筑紫地区の子どもたちの、もっとここに力をつけなければいけないというところに見合う教科書が選ばれたと考えていただいたらと思います。この教科書のここが悪かったということではなく、よりこちらのほうが子どもたちや先生方の指導に合っていたという解釈になると思います。

資料の後のほうにあります。教科書の展示については、太宰府だから太宰府の市役所だけにとということではなく、市内の5市にそれぞれ会場が開かれています。それプラス、春日市の図書館で、6カ所、教科書の展示会を開催しています。お見えになられたのは全部で40名弱でした。

○学校教育課長

39名です。

○樋田教育長

39名の方がお見えになっています。様々なご意見をいただいています。その中には先生方もおられます。そのご意見も反映した上ということでの選定です。

何かほかにございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、質疑を終わります。

討論ありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、質疑・討論を終わります。

それでは、議案第34号ですが、一括になりますので、確認をさせていただきます。

資料1に載せているのは、令和2年度に使用する小学校の教科用図書です。それから、資料3に載せているのが、中学校の使用教科書です。道徳は、先ほど説明しましたように、昨年選定をしまして4年間使うということですので、そのまま来年度も使わせていただくということです。

一応、小中学校別々に採択をさせていただきます。

それでは、令和2年度使用小学校教科用図書の選定について、承認いただける方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

では、全員挙手です。

それでは、続きまして中学校のほうです。資料3になります。令和2年度使用中学校教科用図書（道徳を除く）の選定について、承認される方の挙手をお願いします。

○桑野委員

確認します。今の採決の仕方は、資料1の教科ごとではなくて、資料1の国語が終われば資料3の国語をするという方法ですか。

○樋田教育長

いえ、小学校の全部の強化の教科書です。

○樋田教育長

再度確認します。中学校は資料3です。

○桑野委員

資料3ですよ。これの中学校の国語をするということですね。

○樋田教育長

いえ、一括でします。

両方とも一括です。小学校一括採決ということです。

○野中委員

全科目一緒でしょう。

○樋田教育長

中学校一括でさせていただきたいと思いますが、採決方法はそれでよろしいですか。

○野中委員

いいと思います。小学校は小学校、中学校は中学校で一括して採決をとるということでしょう。

○桑野委員

科目ごとではなくて、国語から外国語まで含めて小学校で一括という方法ですね。

○樋田教育長

はい。もし異議がありましたら、各教科でも構いません。

○桑野委員

他市もそういう方法ですか。

○樋田教育長

一応、他市もそのように聞いております。

○桑野委員

わかりました。

○樋田教育長

よろしいですか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

では、確認します。資料1の小学校用の教科用図書については、一括で今、採択をさせていただき、承認ということであったと思います。よろしいでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、資料の3、最後のページです。これは中学校の分です。中学校についても一括で採択をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、中学校用の教科用図書、令和2年度分について、承認いただける方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。ということで、令和2年度については、小中学校ともに教科書の採択を承認ということです。

それでは、全体的に、議案第34号は承認をされました。

これをもちまして8月の臨時教育委員会を閉会したいと思います。異議はありませんか。では今後のことについて、学校教育課長が説明します。

○学校教育課長

この後、太宰府市の結果を再度筑紫地区の採択協議会に報告しまして、各市の意見がそろった時点で決定となります。意見が不一致の場合は、採択協議会において筑紫地区で統

一した教科書を選定するというにしていますので、再度会議を持ち、審議いただくこととなります。

また、教科書採択に関する信頼を確保するため、教科書採択に関しては、無償措置法第15条及び無償措置法施行規則第7条により、義務教育諸学校については採択者が採択を行ったときは遅滞なく当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由、教科書研究のために作成した資料、採択地区協議会の会議の議事録の公表の努力義務が規定されています。また、地教行法により、教育委員会の会議の議事録について作成・公表の努力義務が規定されています。採択事務に関する情報公開請求等の対応については、採択協議会事務局、本年度は筑紫野市ですが、そちらでの対応となります。また、市の広報誌、10月1日号の予定ですが、こちらでも採択結果についてお知らせすることとしています。

以上、説明を終わります。

○樋田教育長

あわせて、ホームページにもアップをすることを予定しているところです。

今後の日程について、何かご質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、これで全ての議事を終了します。

これをもちまして、8月の臨時教育委員会を閉会します。

[各委員 異議なしの声]

午前10時52分 閉会